



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★ISO26000発行(財団法人日本規格協会 其他資料より)

11月1日、社会的責任(SR)に関するガイダンス文書であるISO26000が発行されました。これまでは、CSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)という名称が広く使われていますが、ISOでは、Corporate(企業)に限定せず、あらゆる組織などを対象としているため、Cを抜いてSRとされています。(http://iso26000.isa.or.jp/contents/)

★冬の地球温暖化対策「WARM BIZ」の活動(チャレンジ25キャンペーン・環境省より)

オフィスや家庭でできる地球温暖化対策「WARM BIZ」を、新キャラクターあつたか忍者・あつた丸がweb、ポスター、チラシ等でわかりやすく提案しています。



- 一、室内は適度な温度・湿度に設定すべし
- 二、あたたかい空気を逃がさない工夫をすべし
- 三、体の芯から、しっかりあたたまるべし
- 四、身につける物の工夫で体をあたためるべし
- 五、飲食にもひと工夫して、
体の中からあたたまるべし

- 今年のテーマ:「地球にもっと、やさしい冬を。」
- 期間11月1日から3月31日まで

(http://www.challenge25.go.jp/practice/warmbiz/warmbiz2010/)

★飲食品・日用品を対象にエコ・アクション・ポイントを発行!(環境省より)

環境省は11月1日より、飲食品や日用品等の生産量の多い商品やその原材料のうち、温暖化対策に貢献するものを対象とした新しいシステム(サブプラットフォーム)の運用を開始しました。第1弾は、「アグロフォレストリー」という同じ農地内で多様性に富んだ農作物や樹木等を育てる農法で作られた原材料が、エコ・アクション・ポイントの対象となります。今後は、対象となる原材料の拡大や、環境に配慮した製造方法、配送方法、パッケージなどへも対応していく予定です。

(http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13075)



生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)結果概要

2010年10月、愛知県名古屋市にて、生物多様性条約第10回締約国会議が開催されました。これは、179もの締約国、関連国際機関、NGO等、13,000人以上が参加した大きな国際会議です。日本はこれまで、環境省、外務省、農水省、国交省、経産省等の関係省庁、愛知県、名古屋市など、多くの関係者で準備を進めてきました。

今回のキーワードは大きく、2020年までの生物多様性保全等に関する目標である「ポスト2010年目標」、遺伝子組み換え生物によって被害が出た場合の「遺伝子組み換え生物の補償」、遺伝資源を利用した研究開発や利益を資源の原産国にも配分するためのルールである「遺伝資源の利益配分」の3つといえます。日本は議長国として、採択は難しいと言われていた上記3つのキーワードを全て取りまとめることができました。

本号では、今回のCOP10、またCOP10の前に開催されたCOP-MOP5ではどのようなことが話し合われたのか、その結果をまとめます。

日程

- 2010年10月11日(月)～15日(金): COP-MOP5
- 2010年10月18日(月)～29日(金): COP10



～その1 COP-MOP5の結果概要～

COP-MOP5とは？



「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」に関する5回目の締約国会議のことです。この会議では、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動に関する手続き等を定めた国際的なルール・枠組みについて話し合われます。

COP-MOP5の主な結果

○遺伝子組み換え生物の被害補償ルールを定めた国際協定「**名古屋・クアラルンプール補足議定書**」が採択。

この補足議定書によって、「遺伝子組み換え生物が、生態系を壊したり人間の健康に影響を及ぼしたときは、事業者（企業）に責任がある」こととなりました。今後、遺伝子組み換え生物を扱う事業者は、自身の取り扱う遺伝子組み換え生物が生態系や人間に与える影響について、より一層、真剣に取り組む必要が出てきました。

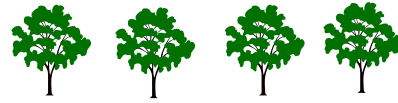


環境省
生物多様性コミュニケーションワード ロゴ



ECOインフォメーション

～その2 COP10の結果概要～



COP10とは？

「生物多様性条約」を締結した国による10回目の締約国会議を指します。この会議では、「生物多様性の保全」「その構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分」の3点に関することが話し合われます。

COP10の主な結果

1. 2010年以降の生物多様性保全の目標を定めた「**愛知ターゲット（愛知目標）**」が採択。

生態系の保全を中心とした目標で、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」とされました。この目標は、主に2020年（一部2015年や2050年の長期目標もあります）までのものとなっており、例えば、生物多様性の認識を高めていくこと、持続可能な漁業を促進していくこと、絶滅危惧種のなかでもっとも減退している種の保全状況を改善していくこと、悪化した生態系の15%以上を回復すること、陸地については17%、海域については10%を保全していくことなどが決められています。

2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する「**名古屋議定書**」が採択。

遺伝資源を利用した研究開発や、その利益の遺伝資源の提供者と利用者の間での、「公正かつ衡平な配分」に関する規則を定めたものです（詳しくは、次ページの「気になるエコワード」をご覧ください）。

3. その他：持続可能な利用、気候変動と生物多様性、COP11など

その他にも、日本が提唱していたSATOYAMAイニシアティブを含めた持続可能な利用に関する決定が採択されたり、生物多様性問題に深く関連する気候変動問題についても話し合われました。生物多様性問題に深く関連する気候変動問題とは、具体的には、途上国にお金を出して森林保全を行う事業主に「温室効果ガスの排出枠」を与え、森林の損失を防ぐ仕組みが提案されました。また、次のCOP11は、2年後の2012年、インドで開催されることが決定しました。



COP10 ロゴマーク

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）及びカルタヘナ議定書 第5回締約国会議（MOP5）
日本政府公式ウェブサイト（<http://www.challenge25.go.jp/index.html>）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



名古屋議定書

2010年10月に開催されたCOP10で採択された議定書で、正式には「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書」といいます。

動植物や微生物などの遺伝資源を利用した研究開発やその利益を、遺伝資源の提供者である原産国にも、公平かつ衡平に配分するための国際ルールです。遺伝資源と並び、遺伝資源に関連した先住民の伝統的知識も利益配分の対象とすることや、利益には金銭的利益と非金銭的利益を含み、配分は互いに合意した条件に沿って行うこと、遺伝資源の入手には、資源の提供国から事前の同意を得ることが必要であることなどが決められました。

生態系サービス

生態系サービスとは、生態系がもつ機能のうち、人間が生きていくために必要な「自然の恵み」のことです。国連の提唱によって行われた地球規模の生態系に関する環境アセスメント「ミレニアム生態系評価」の中では、生態系サービスを大きく4種類に分類しています。

1つめは、食料、燃料、木材、水、薬品など、人間にとって重要な資源を供給する「供給サービス」。2つめは、大気、水、廃棄物などの浄化、気候や水の流れの調節、土壌浸食、自然災害など、自然の営みを制御することによって人間が得られる「調整サービス」。3つめは、レクリエーションやさまざまな精神的価値など、生態系から得られる非物質的な恵みである「文化的サービス」。4つめは、光合成や窒素やリンなどの栄養塩の循環、水の循環など、ほかのサービスの基盤となる「基盤サービス」です。

SATOYAMAイニシアチブ

SATOYAMAイニシアチブとは、里地里山に見られる智慧や伝統など世界各地の自然共生の事例をもとに、二次的な自然資源管理の考え方や具体的な方法を整理し、自然資源管理の国際モデルを提案していこうというものです。

生物多様性の保全にとっては、原生的な自然を保護することだけではなく、人々が古くから持続的に利用・管理してきた水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然の保全も重要です。二次的自然は、人が手を加え続けることによって維持されてきましたが、中山間地域の過疎化、高齢化に伴い、里地・里山など二次的自然の放棄が進行し、以前は普通に見られたメダカやタガメも絶滅危惧Ⅱ類とされるほど減少しています。この二次的自然を保全していくために、その価値を世界で広く再認識し、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています。

ぶなの森ニュース

2010年12月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



＜当ファンドの主なリスク＞

＜基準価額の変動要因＞

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありませんので、詳細については投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■株式投資のリスク

当ファンドでは、株式を保有します。株式投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

「価格変動リスク」：

株式の価格が、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は大型株に比べ価格変動性が高いことが多いといえます。

「信用リスク」：

株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により、当該発行者の株式の価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）。

「流動性リスク」：

市況等や株式の発行者の財務状態等の影響による株式の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で株式を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。株式の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は、大型株に比べ流動性に欠けることが多いといえます。

■銘柄選択のリスク

当ファンドでは、個別銘柄の選択によって収益を追求するため、個別銘柄がベンチマークを構成する銘柄とは異なる場合があります。そのため、当ファンドの組入銘柄の価格変動が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体やベンチマークの収益率を下回る可能性もあります。

※ベンチマークとは、ファンドの運用成果を計る指標です。

＜その他の留意点＞

●クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

＜わしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください＞

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：おなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ 購入時手数料

販売会社が定めるものとし、購入時手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。

※ 購入時手数料の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた金額です。

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、

■ その他の費用・手数料

◆ 監査報酬

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じて得た金額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号

加入協会/社団法人投資信託協会

社団法人日本証券投資顧問業協会

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2010年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。